

現住所 1月1日現在の住所 フリガナ 氏名	業種又は職業		電話番号
	個人番号		
提出年月日 年 月 日 4	生年月日 明・大・昭 平・令	世帯主の氏名	続柄 基本コード

収入がなかった方は左の欄にチェックしてください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

②⑤ 社会保険料控除 社会保険の種類 源泉・社保・国保・後期・介護・国民年金 源泉・社保・国保・後期・介護・国民年金 合計	社会保険料の支払額	円
	合計	円
②⑥ 小規模企業共済等掛金控除 新生命保険料の支払額の計 旧生命保険料の支払額の計 A 円 B 円 新個人年金保険料の支払額の計 旧個人年金保険料の支払額の計 C 円 D 円 介護医療保険料の支払額の計 E 円	小規模企業共済等掛金の支払額	円
	合計	円
②⑦ 生命保険料控除 地震保険料の支払額の計 旧長期損害保険料の支払額の計 円 円	合計	円
	合計	円
②⑧ 地震保険料控除 ②⑨ ~ ③① 障害者控除 ②⑨ 寡婦控除 ③① ひとり親控除 ③① 勤労学生控除 ③② 障害者控除 ③③ 配偶者控除 ③④ 配偶者特別控除 ③⑤ 同一生計配偶者 ③⑥ 扶養控除 ③⑦ 16歳未満の扶養親族 ③⑧ 雑損控除 ③⑨ 医療費控除	控除額	円
	合計	円

1 収入金額等	事業 営業等	①	円
	事業 農業	②	
	不動産	③	
	配当	④	
	給与 一般・専従	⑤	
	公的年金等	⑥	
	雑 業 務	⑦	
	その他	⑧	
	総合譲渡 短期	⑨	
	長期	⑩	
	一時	⑪	
	一時	⑫	
2 所得金額	事業 営業等	⑬	円
	事業 農業	⑭	
	不動産	⑮	
	配当	⑯	
	給与	⑰	
	公的年金等	⑱	
	雑 業 務	⑲	
	その他	⑳	
	合計 (⑱+⑲+㉑)	㉒	
	総合譲渡・一時	㉓	
	合計	㉔	
	4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	
小規模企業共済等掛金控除		②⑥	
生命保険料控除		②⑦	
地震保険料控除		②⑧	
寡婦、ひとり親控除		②⑨	
勤労学生、障害者控除		③①	
配偶者控除		③②	
配偶者特別控除		③③	
扶養控除		③④	
基礎控除		③⑤	
②⑤から③⑤までの計		③⑥	
雑損控除		③⑦	
医療費控除	③⑧		
合計 (③⑥+③⑦+③⑧)	③⑨		

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和4年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市県民税の納税方法

- 給与から差引き(特別徴収)
- 自分で納付(普通徴収)

備考

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

※令和3年分の所得や扶養等の状況を記入してください。(土曜午後、日曜、祝日は開庁しておりません。)

申告期限は3月15日です。

源泉徴収票等所得の分かる書類を糊付してください。

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「13」に氏名、住所等を記入してください。

③⑦ 雑損控除 損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類 損害金額 保険金などで補填される金額 差引損失額のうち災害関連支出の金額 円 円 円	合計	円
	合計	円
③⑧ 医療費控除 A 支払った医療費等 B 保険金などで補填される金額 C 差引負担額 (A-B) 円 円 円 <input type="checkbox"/> 医療費控除 <input type="checkbox"/> セルフメディケーション税制	合計	円
	合計	円